

**『現代世界憲章』（*Gaudium et spes*, GS）のすすめ。**

**第二バチカン公会議（VC）の狙い：** 教会の現代化、現代の福音化。

**四つの憲章：**『教会憲章』『現代世界憲章』『啓示憲章』『典礼憲章』。

**『現代世界における教会に関する司牧憲章』。その題の意味：**

「現代世界における」：「世界の中で」、「人びとと共に」歩み、対話する教会は、「世界を上から」見ずに、人びとと対話しながら人類の道を歩む。

「憲章」：教会の基本の姿勢や立場を表す文書。

「司牧憲章」：バチカンの官僚の役人によって作られた法律的な性質の文書ではなく、司牧者が神学者と手を組んで作成したのである。

「司牧」：単に「教理を応用する」のではなく、「抽象的な理論を具体的に実践」することでもない。GSは社会の中で司牧と宣教の使命を果たすための発現である。司牧活動は、社会生活のなかで信仰の実践を求める信徒を導くことである。GSは教団の組織を固める法的な文書ではなく、社会に生きる信仰者をはげますためのものである。

**GSの目次。第一部：**キリスト者の人間観と社会観。**第二部：**若干の緊急な課題（家族、文化、経済・政治社会、国際社会、戦争と平和）。**結語：**世界の建設に関わる教会は神に向かう人類の一致を求め、神の国の到来を証しする。

**GSの成り立ちとキーワード。**準備段階で用意されていた草案は廃案となったが、『倫理上の秩序』に関するその案のキーワードは、「原理」・「規範」・「掟」・「義務」・「罪」などであったが、公会議の終わりに可決されたGSでは、「生命の尊重」・「人格の尊厳」「良心の証言」「社会の共通善」が強調された。廃案の文体は、教理的・合理的・抽象的・「上から」・「静止的」・「法律的」であり、GSは、人間学的・聖書的・司牧的・経験的・具体的・「下から」・「動的」なものだった。

**公会議では大きなパラダイム（考え方の枠や思考法）の変化が行われ、「もっと福音に基づくこと」と「人間科学と現代の思想との対話をする」と主張されたが、従来どおりの信仰入門書は、「合理的な説明」と「道徳的な禁止事項」と「教会法的な規定」に頼りすぎた。**